

令和6年度第1回さいたま市農業委員会定期総会議事録

日時：令和6年5月31日（金）午前9時30分開会 午前9時55分閉会

場所：ときわ会館5階 大ホール

1 開 会	本田会長職務代理者より開会宣言。
2 会 長 挨 拶 (司会)	西形会長挨拶。 本会議の議長は、「さいたま市農業委員会会議規則」第4条の規定により、会長が務めることとなっております。西形会長、よろしくお願いいたします。
3 総会成立の報告 (議長)	会議成立の報告をいたします。 本日は、在任委員21名、全員出席されており、「さいたま市農業委員会会議規則」第6条の規定による過半数を満たしております。よって、本総会は成立しております。
4 議事録署名委員の 指名 (議長)	議事録署名人を指名いたします。議席番号7番「清水孝洋委員」、議席番号8番「井原勇司委員」、2名を指名します。よろしくお願いいたします。
5 議 事 (議長) (事務局)	議案第1号「令和5年度さいたま市農業委員会業務実績報告について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。 議案第1号「令和5年度さいたま市農業委員会業務実績報告について」、御説明いたします。 「Ⅰ 会議関係」として、昨年度開催した会議の実績でございます。月例総会が13回、また地区協議会が第2地区だけ13回となっておりますが、こちらは、5月にそれぞれ2回開催したことによります。通常の許認可案件以外に、違反に係る立入調査、事情聴取、原状回復命令の見込などについて御審議いただいたため、2回となっております。 「Ⅱ 農業振興関係」では、「1 意見・要望活動」として、県と市に対して農地利用最適化施策に関する意見を集約し、提出したものでございます。 「2 農業委員会表彰」及び「3 永年勤続表彰」では、表彰された方々を記載してございます。 「4 農地台帳調査」では、各農家へ郵送する帳票を、「農地台帳調査票」から「農地台帳一覧表」に変更しまして、農地の貸借に関するリーフレットや農業者年金に関する情報も同封し、利用権設定などのPRも同時に行いました。 「5 農業経営基盤強化促進法」ですが、利用権設定申請については、昨年度と同様に、これまでの最大件数となる332件を対応いたしました。また、地域計画に係る目標地図の素案の作成のため、人・農地プランの実質化されている地区を除く農用地区の土地所有者に対して、今後の農地利用についてのアンケートも実施いたしました。 「6 遊休農地対策」では、令和4年度に新規に発生した遊休農地を中心に、委員の皆様が再調査を実施したことで、前年度比2.2haの遊休農地の解消が図られました。 「7 農業委員会だより」から「9 農業者年金事業」については、議案書記載のとおりでございます。 続きまして、「Ⅲ 農地調整関係」の「1 農地法関係」は、昨年度の農地法

に係る権利移動・転用許可、解約の実績でございます。欄外の※印に、各審議案件数とありますが、これは総会で御審議いただいた転用案件の件数と面積の合計でございます。

「2 農地改良関係」は、農地改良の件数と面積でございますが、届出案件と許可案件を合計した件数及び面積となっております。

「3 相続税（贈与税）の納税猶予関係」は、相続税及び贈与税の納税猶予に係る実績でございます。

「4 農地パトロール」は、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様の活動の一環として、農地の保全に努めるべく行っていただいた、担当区域の農地パトロールの回数となっております。

「5 国有農地維持管理関係」は、さいたま市内にある未貸付の国有農地4筆につきまして、除草を行い適正管理に努めた結果でございます。これらの農地は、戦後の農地解放で国が取得し農家に売り渡す予定でしたが、未だに売渡や貸付が済んでいない農地です。所有権は国にあります。管理については埼玉県農業政策課に委託されており、さらに県から管理が委託され、管理に係る費用も県の要綱により県から交付されております。除草等については、年度ごと入札によって決定した業者に委託して、年4回行っております。

以上で議案第1号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

(議長)

事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。
発言のある方は挙手をお願いします。

質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。

それではお諮りします。

議案第1号「令和5年度さいたま市農業委員会業務実績報告について」、賛成の農業委員の方は挙手願います。

総員賛成ですので、議案第1号については、原案のとおり承認することに決定いたします。

次に、議案第2号「令和6年度さいたま市農業委員会業務計画(案)について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

(事務局)

議案第2号「令和6年度さいたま市農業委員会業務計画(案)について」、御説明いたします。

「I 業務方針」、「II 会議関係」では、例年どおり、各会議等を定期的に、あるいは必要に応じて適宜、開催していきます。

「III 農業振興関係」では、例年の取組でございますが、「1 意見・要望活動」を実施してまいります。

「2 農地利用最適化業務」として、農業委員・農地利用最適化推進委員の密な連携の下、最適化のため3つの柱を中心とした業務と、地域計画の目標地図の素案の作成も合わせて、取り組むこととさせていただきます。

「3 農地台帳の作成」から「8 農業者年金事業」については、昨年度の取組と同様となりますが、所管する委員会や地区協議会など、委員間の議論や意見集約を経て、計画的かつ効果的に当該業務を実施してまいりたいと考えてございます。

次に、「IV 農地調整関係」は、農地法に係る権利移動や転用、農地改良、相

	<p>続税及び贈与税の納税猶予などについて、地区審議会及び月齢総会において農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様の審議・報告を通じて業務を進めていく計画となります。また、同様に、農業委員及び農地利用最適化推進委員の皆様の農地パトロールや、市内の国有農地の管理を行うことで、引き続き農地の保全、適正管理を行っていく計画としております。</p> <p>以上で、議案第2号の説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>(議長) 事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。 発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>質問も無いようですので、質疑を終結し、採決に移ります。</p> <p>それではお諮りします。 議案第2号「令和6年度さいたま市農業委員会業務計画(案)について」、賛成の農業委員の方は挙手願います。</p> <p>総員賛成ですので、議案第2号については、原案のとおり承認することに決定いたします。</p> <p>各委員におかれましては、議案書に記載されています「(案)」を二重線で抹消してください。</p>
<p>6 報 告 事 項 (議長)</p> <p>(事務局)</p>	<p>続きまして、報告事項に移ります。 報告事項(1)「行政不服審査法の規定に基づく審査請求について」、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、報告事項の説明をさせていただきます。 お配りしました審査請求書の資料を御覧ください。 報告事項(1)「行政不服審査法の規定に基づく審査請求について」ですが、こちらの資料は、令和6年5月8日付けで提出されました審査請求書の写しでございます。 審査請求人の氏名、住所は、審査請求書の上段に記載のとおりでございます。 審査請求に係る処分の内容は、令和6年4月に、書面記載の地区の農地の農地転用許可処分したことについての案件でございます。 審査請求の趣旨としましては、「農業委員会が行った本転用許可は違法かつ無効である」。 審査請求の理由については、書面記載のとおりでございますが、審査請求人が審査請求を提起する理由として考えている事項が、そこに記載されているものでございます。 今後の手続きとしましては、審査請求に対する審理・採決の手続きは、農業委員会において行います。具体的には、審査請求人からの書面の提出等があった場合は、事務局から定期総会において報告を行います。また、農業委員会から、審査請求人に文書の発出等を行う場合は、定期総会に議案として提出し、議決に基づいて事務処理をしていくこととなります。 当該案件につきましては、法に基づき、手続きを進めてまいりたいと存じます。 どうぞよろしくお願いいたします。</p>

<p>(議長)</p> <p>7 そ の 他</p> <p>8 閉 会</p>	<p>以上でございます。</p> <p>事務局の説明が終わりましたので、質疑に移ります。 発言のある方は挙手をお願いします</p> <p>質問もないようですので、以上をもって、本日の議事及び報告事項は、全て終了いたしました。</p> <p>なし</p> <p>西澤会長職務代理者より閉会を宣言。</p>
---	---